平成２９年（フ）第１１０８号
名古屋市中区千代田４丁目８番20号　ラ・ファサード903号、開始決定時の住民票上の住所名古屋市瑞穂区惣作町２丁目19番地　ＳＴＵＧＩＯ　Ｇ　103号
破産者　田中祐二郎
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２５号
埼玉県さいたま市大宮区三橋２丁目496番地２パープルパピヨンⅡ105号、開始決定時の住所名古屋市東区泉１丁目11―17　ケーエム泉10Ａ
破産者　伊藤　　顕
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５２号
愛知県知立市南陽１丁目38番地　ＳＡＫＡＴＡ　ＨＥＩＧＨＴＳ　Ａ－５号、開始決定時の住所愛知県豊明市栄町姥子71―44
破産者　近藤伸一郎
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８２号
愛知県安城市小川町志茂41番地２
破産者　鈴木　照広
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
兵庫県姫路市神子岡前２丁目２番17号、従前の住所兵庫県姫路市青山西２丁目８番32号
破産者　新　　肇
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２１７号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の６22―105、従前の住所兵庫県神戸市北区緑町５丁目７番26―102号
破産者　新　　泉
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３４８号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古332番地キャスティイダＢ―103
破産者　ブルームーンこと　外村　昌嗣
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２１号
広島県東広島市西条町田口2584番地　東子ハイツｂ棟105号
破産者　谷口　　努
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
高知県香南市香我美町上分912番地４
破産者　藤田　典也
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１０号
熊本市中央区新町２丁目11番９－１Ａ号、開始決定時の住所熊本市中央区新町２丁目11番９号　せんば山マンション101号
破産者　小椋　孝二
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
熊本県玉名郡和水町焼米892番地１
破産者　山下富美代
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第３７号
熊本県荒尾市万田1480番地４
破産者　**廣**田奈緒美
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２１５号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目12番21号
破産者　飯田真由美
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０号
宮城県白石市大鷹沢大町字稲荷山14番地
破産者　斎藤　修樹
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第７２号
福島市森合字台33番地の１
破産者　大橋　恭美
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９７号
福島県本宮市本宮字東町裏94番地７　ブルーヒル102
破産者　丹治　　誠
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
福島県大沼郡会津美里町東尾岐字地頭方4741番地
破産者　安齋　好徳
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
茨城県那珂郡東海村大字石神内宿2247番地18
破産者　根本　雅章
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所